

大 情 審 答 申 第 241 号
平 成 21 年 3 月 30 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて(答申)

平成 18 年 5 月 22 日付け大市民第 217 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長(以下「実施機関」という。)が、平成 18 年 4 月 14 日付け大市民第 78 号の部分公開決定(以下「本件決定」という。)により非公開とした情報は、すべて公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 18 年 3 月 31 日、大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪
市条例第 3 号。以下「条例」という。)第 5 条に基づき、実施機関に対し、「市
庁舎清掃業務総合評価で選定規準決定した書類(平成 17 年度大阪市庁舎清掃
委託業務評価点」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書として、「平成 17 年度大阪市庁舎清掃委託
業務評価点(平成 17 年 2 月 22 日「総合評価」評価委員会決定分)」(以下「本
件文書」という。)を特定した上で、一部を公開しない理由を次のとおり付し
て、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当
(説明)

別紙 1 に掲げる各情報は、法人等のノウハウ又は内部管理に属する事項に関
する情報であり、当該各情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争
上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ条例第 7 条第 2 号ただ
し書に該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 18 年 5 月 16 日、本件決定を不服として、実施機関に

対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

平成 17 年度大阪市庁舎清掃委託業務評価点（平成 17 年 2 月 22 日「総合評価」評価委員会決定分）の評価に係る業者別の各評価点のうち、別紙 1 に掲げる部分は、業者が提示した技術的・公共性評価に関する各評価点及び評価点理由である。

技術的評価として、研修体制と品質保証への配慮について、研修規定及び計画の有無及びその内容、研修実施状況、苦情処理マニュアルの有無及びその内容、自主検査体制の規定の有無及びその内容に係る評点等が本件文書に記載されており、これらが公にされると、業者が独自に培った清掃技術力維持及び向上のためのノウハウが推定され、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるものと認められる。

また、福祉への配慮として、知的障害者の就業状況、障害者雇用に関する取組み、野宿生活者の就業状況、各種就労支援事業を活用した新規雇用、母子家庭の母に対する取組みに関する評価は、業者の経営体制及び姿勢に関わり、これらの評点や評価点理由を公開すると、これらの取組み状況が推定され、企業独自のこれまでの取組みが明らかになるとともに社会的評価が損なわれるおそれがあると考えられる。

環境への配慮として、再生品の使用、低公害車等の導入に関する評価についても、評点及びその内容を公にすると、福祉への配慮と同様に、環境に対する取組み状況が推定され、企業独自のこれまでの取組みが明らかになるとともに社会的評価が損なわれるおそれがあると考えられる。

よって、各評価点及び評価点理由を公開することは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

第 4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

契約が交わされ、すでに委託業務が実行されている現在、公表されてもなんら差し支えないものと思われる。業務内容も特殊な技術を要しているわけでもない。黒塗りすると何か恣意的な意思が感じられるのではないか。しかも、決定通知による別紙の項目についても、公開することにより業者に不利益をもたらす何の根拠も見いだせない。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

い。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 対象文書について

異議申立ての対象となっている本件文書は、平成 17 年度大阪市庁舎清掃委託業務評価点（平成 17 年 2 月 22 日「総合評価」評価委員会決定分）であるが、当該文書には、実施機関が、平成 17 年度の大阪市庁舎清掃委託業務の総合評価一般競争入札において、落札者を決定する際に作成した文書であり、当該入札に参加した個々の事業者の各項目ごとの評価点と評価理由が記載されている。

なお、実施機関によれば、総合評価一般競争入札とは、落札者決定基準を定め、従来の「価格評価」に加えて、知的障害者の雇用促進や野宿生活者の自立・就業支援の促進、就職困難者等の雇用・就業促進、環境への配慮など大阪市の施策を反映する「公共性(施策反映)評価」及び「技術的評価」により落札者を決定するものである。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第 7 条第 2 号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、非公開とした情報を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書のうち非公開とした情報の、条例第 7 条第 2 号該当性の問題である。

4 条例第 7 条第 2 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 2 号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解

される。

- (2) 実施機関は、本件総合評価一般競争入札に参加した個々の事業者の、技術的評価及び公共性評価に関する各項目ごとの評価点と評価理由を非公開としているが、これらの情報は、別紙2のとおり、技術的評価の項目に関する情報(以下「技術に関する評価情報」という。)、公共性評価のうち福祉への配慮の項目に関する情報(以下「福祉配慮に関する評価情報」という。)、公共性評価のうち環境への配慮の項目に関する情報(以下「環境配慮に関する評価情報」という。)に区分することができる。

実施機関は、技術に関する評価情報を公にすると、事業者が独自に培った清掃技術力維持及び向上のためのノウハウが推定され、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあると主張している。

また、福祉配慮及び環境配慮に関する評価情報を公にすると、事業者の福祉及び環境に対する取組み状況が推定され、企業独自のこれまでの取組みが明らかになるとともに社会的評価が損なわれるおそれがあると主張している。

なお、実施機関によれば、これらの評価は、「総合評価一般競争入札(平成17年度大阪市庁舎、大阪市立大学学舎及び大阪市交通局庁舎)における評価項目、評価点の配分について(平成16年12月10日「総合評価」評価委員会決定分)」(以下「平成17年度評価点配分」という。)及び「17年度総合評価にかかる評価項目・評価点の16年度との比較及び17年度評価基準」に基づいて行っており、また、このうち平成17年度評価点配分は、本件入札の際に公にしているとのことである。

- (3) これに対して、異議申立人は、契約が交わされ、すでに委託業務が実行されており、また、業務内容も特殊な技術を要しているわけではないため、これらの情報を公開しても事業者の不利益をもたらすことはない述べている。
- (4) 当審査会において、技術に関する評価情報を見分したところ、非公開とされている各入札参加事業者の評価点及び評価理由を公にすれば、既に公にされている平成17年度評価点配分と照合することにより、研修規定の有無、研修一般及び接遇研修の過去1年間の実施報告及び実施計画の有無、苦情処理のマニュアル及び様式の有無、自主検査体制の規定の有無、当該規定における専門検査員の有無、自主検査体制の企画提案の有無、当該提案における専門検査員及び検査時期の有無、並びに、各事業者の提出資料の内容に基づく項目ごとの配点結果の高低が明らかになると認められる。

しかしながら、上記情報が明らかになったとしても、各入札参加事業者が提出した研修の規定、実施報告及び実施計画、苦情処理マニュアル、並びに自主検査体制の規定及び企画提案の詳細など、技術に関して各事業者が独自に培ったノウハウが明らかになるとは認められない。

- (5) 次に、福祉配慮に関する評価情報を見分したところ、非公開とされている評価点及び評価理由を公にすれば、平成17年度評価点配分と照合することにより、知的障害者就業予定者数、知的障害者就業支援体制の企画提案の有無、当該提案における専任支援者等特定項目の記載の有無、知的障害者継続

雇用の応諾の有無、野宿生活者就業予定者数、野宿生活者就業支援体制の企画提案の有無、当該提案における雇用実績等特定項目の記載の有無、就職困難者等雇用予定者数、母子家庭の母の雇用数及び雇用率、並びに、各事業者の提出資料の内容に基づく項目ごとの配点結果の高低が明らかになると認められる。

しかしながら、上記情報が明らかになったとしても、各入札参加事業者が提出した知的障害者及び野宿生活者就業支援体制の企画提案の詳細など、福祉に配慮した各事業者の独自の具体的な取組み状況や経営姿勢が明らかになるとは認められない。

- (6) また、環境配慮に関する評価情報を見分したところ、非公開とされている評価点及び評価理由を公にすれば、平成 17 年度評価点配分と照合することにより、再生品の使用品目数、低公害車の使用予定台数、並びに各事業者の提出資料の内容に基づく項目ごとの配点結果の高低が明らかになるが、環境に配慮した各事業者の独自の具体的な取組み状況や経営姿勢が明らかになるとは認められない。

- (7) さらに、本件の総合評価一般競争入札の意義は、前記第 5 の 2 に記載のとおり、知的障害者の雇用促進や野宿生活者の自立・就業支援の促進、就職困難者等の雇用・就業促進、環境への配慮など大阪市の施策を反映する「公共性(施策反映)評価」及び「技術的評価」にあるが、本件入札に参加した事業者は、上記施策に関する自己の取組み状況が評価されることを認識した上で、入札に参加しているのであるから、評価情報を公開することによって、当該事業者の社会的評価が不当に損なわれるとは認められない。

なお、評価情報を公開すれば、各事業者が今後さらに高い評価を得られるよう取組みを進めることになるなど、結果として、上記施策の促進につながると認められる。

- (8) 以上の内容を踏まえると、本件における技術、福祉配慮及び環境配慮に関する評価情報は、これを公にしても、入札参加事業者の事業活動や社会的評価が不当に損なわれるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第 7 条第 2 号に該当しない。

したがって、実施機関は、同号に該当するため、本件における技術、福祉配慮及び環境配慮に関する評価情報を非公開とした決定を取消し、公開すべきである。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 中原茂樹

別紙 1 実施機関が本件決定により非公開とした情報

1 落札業者にかかる情報のうち次の情報

- (1) ①知的障害者の就業状況の①知的障害者就業（予定）者数に応じて評価の項目の評価理由
- (2) ③野宿生活者の就業状況の①野宿生活者就業（予定）者数に応じて評価の項目の評価理由
- (3) ④各種就労支援事業を活用した新規雇用の①新規雇用（予定）数に応じて加点の項目の評価理由
- (4) ⑤母子家庭の母に対するこれまでの取組の①母子家庭の母の雇用率に応じて加点の項目の評価理由
- (5) ②再生品の使用の②再生品の使用状況に応じて加点の項目の評価理由
- (6) ③低公害車等の導入の③低公害車等の導入及び使用状況に応じて加点の項目の評価理由

2 落札業者以外の業者にかかる情報のうち次に掲げる情報以外の情報

- (1) 順位
- (2) 業者名
- (3) 入札金額
- (4) 価格評価点
- (5) ②障害者雇用に関する取組の① - A 障害者雇用率に応じて加点及び① - B 障害者雇用者数に応じて加点の項目の評価点及び評価理由
- (6) ①環境への取組の①環境へ配慮している内容に応じて加点の項目の評価点及び評価理由
- (7) 合計点
- (8) 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ。又は公にすることが予定されている情報及びそれに対応する評価点（ただし、満点が2点以上のものについては次に掲げるもののみ。）
 - ア 順位 15 の業者の②苦情処理体制の①苦情処理マニュアル等の有無及び内容の項目の評価点
 - イ 順位 8 の業者の②知的障害者の就業状況の①知的障害者就業（予定）者数に応じて評価の項目の評価点

別紙 2 本件文書について、実施機関が本件決定により、非公開とした項目

		(1) 価格 評価	(2) 技術的評価						(3) 公共性（施策反映）評価															合 計			
			①研修体制			②品質保証への配慮			①福祉への配慮（就職困難者の就業支援）										②環境への配慮								
			①技術力向上のために研修体制等の設置			② 苦 情 処 理 体 制	③自主検査体制		①知的障害者の就業状況			②障害者雇用に関する取組み			③野宿生活者の就業状況				④各種就労支援事業を活用した新規雇用	⑤母子家庭の母に対するこれまでの取組	①環境への取組	②再生品の使用	③低公害車等の導入				
			①・1 研修規定の有無及び内容	①・1 過去1年間の研修実施状況及び内容	②研修計画の有無及び内容	① 苦 情 処 理 マ ニ ュ ア ル 等 の 有 無 及 び 内容	① 自 主 検 査 体 制 の 規 定 の 有 無 及 び 内容	②自主検査体制企画提案書の有無及び内容	①知的障害者就業（予定）者数に応じて評価	②・1 支援体制の企画内容＝専任支援者の提案の有無及び内容	②・2 支援体制の企画内容＝2～6の提案の有無及び内容	①・ A 障害者雇用率に応じて加点	①・ B 障害者雇用者数に応じて加点	②知的障害者の継続雇用の応諾の有無に応じて加点	①野宿生活者就業（予定）者数に応じて評価	②・1 支援体制の企画内容＝1の雇用実績を評価	②・2 支援体制の企画内容＝2の提案の有無及び内容（連携方法）	②・3 支援体制の企画内容＝3の提案の有無及び内容（就業支援体制）	① 新 規 雇用（予定）者数に応じて加点	①母子家庭の母の雇用率に応じて加点	①環境へ配慮している内容に応じて加点	②再生品の使用状況に応じて加点	③低公害車等の導入及び使用状況に応じて加点				
落札者	評価点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	評価理由	○							●				○		○	●			●	●	○	●	●	○			
その他の入札者	評価点	○	●	●	●	●	●	●	● （一部公開）	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	●	● （一部公開）	○			
	評価理由	○	●	● （一部公開）		○	● （一部公開）	● （一部公開）	● （一部公開）			○	○	●	●			●	●	○	● （一部公開）	● （一部公開）	○				
			技術に関する評価情報						福祉配慮に関する評価情報															環境配慮に関する評価情報			

※ ●は、本件決定により非公開とされた項目、○は公開された項目である。